

令和 7 年三重県議会定例会
総務地域連携交通常任委員会 説明資料

目 次

◎議案補充説明

- 1 議案第 131 号 住民基本台帳法に基づく本人確認情報の利用及び提供に関する
条例の一部を改正する条例案について・・・・・・・・・・ 1

◎所管事項

- 1 「『令和 7 年版県政レポート』に基づく今後の『県政運営』等に係る意見」
への回答について（関係分）・・・・・・・・・・・・・・・・ 5
- 2 次期「三重県過疎地域持続的発展計画」（中間案）について・・・・・・・・・・ 7
- 3 「紀伊地域半島振興計画」（中間案）について・・・・・・・・・・ 11
- 4 指定管理者が行う公の施設の管理状況報告について・・・・・・・・・・ 17

○別冊資料

- （別冊 1） 「三重県過疎地域持続的発展計画」（中間案）
- （別冊 2） 「紀伊地域半島振興計画」（中間案）

令和 7 年 10 月 15 日
地域連携・交通部

1 議案第 131 号 住民基本台帳法に基づく本人確認情報の利用 及び提供に関する条例の一部を改正する条例案について

1 改正理由

住民基本台帳法の一部改正等により、住民基本台帳の本人確認情報を利用又は提供できる事務の一部が法律と条例で重複して規定されることになるため、条例からそれら重複する事務を削除するものです。

2 改正内容

次に掲げる 3 つの事務を削除します。

- ① 採石法の規定による採石業者の登録等に関する事務
- ② 砂利採取法の規定による砂利採取業者の登録等に関する事務
- ③ 地方自治法の規定による監査請求の受理等に関する事務

3 施行期日

公布の日から起算して 3 月を超えない範囲内において規則で定める日から施行します。

議案第三百三十一号

住民基本台帳法に基づく本人確認情報の利用及び提供に関する条例の一部を改正する条例案

右提出する。

令和七年九月二十五日

三重県知事 一見勝之

住民基本台帳法に基づく本人確認情報の利用及び提供に関する条例の一部を改正する条例

住民基本台帳法に基づく本人確認情報の利用及び提供に関する条例（平成二十二年三重県条例第五十八号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後		改正前	
別表第一（第二条関係） 一～三（略）		別表第一（第二条関係） 一～三（略）	
		四 採石法（昭和二十五年法律第二百九十一号）第三十二条の規定による登録又は同法第三十二条の七第一項の規定による届出に関する事務であつて規則で定めるもの 五 砂利採取法（昭和四十三年法律第七十四号）第三条の規定による登録又は同法第九条第一項の規定による届出に関する事務であつて規則で定めるもの 六～十（略）	
別表第二（第三条関係） 四～八（略）		別表第二（第三条関係） 六～十（略）	
知事以外の 執行機関	事務	知事以外の 執行機関	事務
教育委員会	（略）	教育委員会	（略）
		地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十二條第一項の規定による 監査に関する事務であつて 規則で定めるもの	
（略）	（略）	（略）	（略）

附 則

この条例は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

提案理由

住民基本台帳法の一部改正等に鑑み、本人確認情報の利用及び提供に関する規定を整備する必要がある。これが、この議案を提出する理由である。

(所管事項)

1 「『令和7年版県政レポート』に基づく今後の『県政運営』等に係る意見」への回答について(関係分)

【総務地域連携交通常任委員会】

●施策の取組

施策番号	施策名	主担当部局名	委員会意見	回答
11-2	公共交通の確保・充実	地域連携・交通部	公共交通の利用促進に向け、エコ通勤など各部局における取組ともしっかりと連携しながら取り組まれない。	今後も公共交通の利用促進に資する各部局の取組と連携しつつ、環境への配慮や健康増進などにつながる交通行動を県民の皆さんへ呼びかけ、自発的な行動の転換を促すモビリティ・マネジメントを推進してまいります。
11-4	水の安定供給と土地の適正な利用	地域連携・交通部	水源地に産業廃棄物処理施設の建設予定があるなど、県民から懸念の声が出ている。水の安定供給に向けて、適正な土地利用がなされるよう取り組まれない。	適切な土地利用について、一定面積以上の土地取引が行われた場合には、国土利用計画法に基づき、土地の利用目的が土地利用基本計画に適合した取引となっているか審査を行っています。 また、「三重県水源地域の保全に関する条例」に基づき指定された水源地域での土地取引については、同条例により、事前届出が必要となっていることから、同条例を所管する関係部局とも連携して、適正な土地利用がなされるよう取り組んでまいります。
			地籍調査の効率的な手法について、各市町への周知に取り組まれない。	県内の各市町が出席する地域連携会議（県内8回開催予定）や各種協議会などにおいて、効率的な手法や事業制度の情報共有、国土交通省や法務局、市町担当職員との意見交換を行うなど、長期的な視野に立ち、継続して取組が進むように努めてまいります。
16-3	地域スポーツと障がい者スポーツの推進	地域連携・交通部 スポーツ推進局	障がい者スポーツの推進に関して、KPIとして設定しているスポーツ大会への参加にとらわれず、個人の希望に応じた方法でスポーツにふれる機会の拡充に取り組まれない。	地域におけるスポーツ教室や体験会の開催支援など、スポーツを通じた障がい者の社会参加の推進に取り組みます。
			ふれあいスポレク祭の開催にかかる案内について、学校だけでなく、生徒・保護者にも届くよう連携を深められたい。	県立特別支援学校と連携しながら、生徒・保護者へのふれあいスポレク祭の開催にかかる案内に努めてまいります。

(所管事項)

2 次期「三重県過疎地域持続的発展計画」(中間案)について

1 要旨

「過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法」(令和3年4月1日施行。以下「法」という。)に基づき、令和8年度から令和12年度を期間とする「三重県過疎地域持続的発展方針」(以下「過疎方針」という。)を8月25日付けで策定しました。

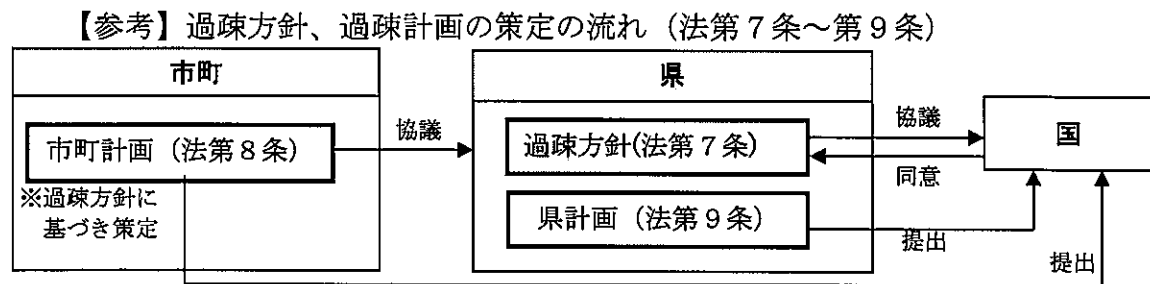
また、過疎方針に基づいて策定する次期「三重県過疎地域持続的発展計画」(以下「県計画」という。)について、以下のとおり検討しています。

2 過疎地域持続的発展計画(県・市町)の位置づけ

県計画では、過疎方針に基づき、過疎市町(特定市町村含む)に協力して県が講じようとする措置(具体的な事業、目標等)を定めます。

また、過疎市町は、過疎方針に基づき、県への協議及び当該市町の議会の議決を経て、「過疎地域持続的発展市町計画」(以下「市町計画」という。)を策定します。

市町計画に基づいた事業の実施にあたっては、過疎対策事業債の活用など財政優遇措置が講じられます。



3 県計画(中間案)の概要(別紙1)

(1) 期間

令和8年4月1日から令和13年3月31日までの5年間

※法の期限は令和13年3月31日まで

(2) 対象地域(別紙2)

国が定める「人口要件」及び「財政力要件」の基準により、県内では10市町(14地域)が過疎地域に、1市(1地域)が特定市町村に指定されています。

(3) 過疎地域の持続的発展に関する目標

【指標】 令和12年における過疎地域の人口

目標値は、令和7年度に改定を予定している「三重県人口ビジョン」における県全体の人口の将来展望をふまえて設定します(令和8年3月の県計画最終案で設定予定)。

(4) 計画の達成状況の評価に関する事項

本計画の達成状況の評価については、県政レポートにおける県総合戦略等の関係指標の評価・検証を参考とするとともに、過疎地域の人口統計及び過疎対策事業実績調査等により行うものとしします。

(5) 各施策に関する事項

県計画は、過疎地域の持続的発展を図るため、過疎市町に協力して県が講じようとする措置の内容を定めるものであることから、過疎方針で定める以下の施策に沿って、各部局が実施する事業内容について記載しています。

- 移住・定住・地域間交流の促進、人材育成
- 農林水産業、商工業、情報通信産業その他の産業の振興および観光の開発
- デジタル社会の推進
- 交通施設の整備および住民の日常的な移動のための交通手段の確保
- 生活環境の整備
- 子育て環境の確保、高齢者等の保健・福祉の向上および増進
- 医療の確保
- 教育の振興
- 集落の整備
- 地域文化の振興等
- 再生可能エネルギーの利用の推進
- その他地域の持続的発展に関し必要な事項

4 今後のスケジュール（予定）

令和7年 10月	常任委員会で県計画中間案の説明
11月	パブリックコメントの実施
令和8年 3月	常任委員会で県計画最終案の説明
3月末	県計画の策定

次期「三重県過疎地域持続的発展計画」（中間案）の概要

別紙 1

I-I 策定の趣旨

- 「過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法」に基づき策定
【法の目的】

過疎地域の持続的発展を支援し、人材の確保及び育成、雇用機会の拡充、住民福祉の向上、地域格差の是正等に寄与する

【県】過疎方針 …基本的事項、実施すべき施策（令和7年8月策定済）

【県】過疎計画 …過疎市町に協力して講じる措置（具体的事業等）

【市町】過疎計画 …過疎方針に基づき策定
過疎対策事業債の活用などの財政優遇措置

I-II 計画期間等

令和8年度から12年度までの5年間 ※法期限は令和13年3月まで

I-III 目標

【指標】令和12年における過疎地域の人口

※目標値は、令和7年度に改定を予定している「三重県人口ビジョン」における県全体の人口の将来展望をふまえて設定（令和8年3月の県計画最終案で設定予定）

【評価】県政レポートにおける県総合戦略等の関係指標の評価・検証を参考とするとともに、過疎地域の人口統計及び過疎対策事業実績調査等により計画の達成状況を評価

II 事業概要

※下線は追加または更新した内容

2 移住・定住・地域間交流の促進、人材育成

- 移住希望者のニーズや特性に応じたプロモーション
- AIを活用した移住相談管理システム導入等による幅広い層への相談対応
- ワークেশョンのモデルプラン発信や二地域居住の取組の推進
- 地域おこし協力隊の定住・定着に向けた隊員や市町へのサポート
- 特定地域づくり事業協同組合制度の活用に係る助言や支援
- ジェンダーギャップ解消に向けた企業への意識啓発や専門家の派遣

3 農林水産業、商工業、情報通信産業その他の産業の振興および観光の開発

- 県産農林水産物のブランド力向上に向けた事業者への支援
- 森林の多面的機能の発揮や林業生産活動への支援
- 海洋環境の変化に対応した魚類養殖の実証や成長産業化に向けた取組
- 伝統産業・地場産業の商品開発や販路開拓の支援
- 滞在型観光コンテンツの磨き上げや地域ブランディングの取組支援
- 紀伊半島への高付加価値旅行者誘致や農山漁村の体験プログラム開発
- 熊野古道に関する観光インフラ整備の支援やプロモーションの推進

4 デジタル社会の推進

- 自動運転の実証運行等に向けた市町への支援
- へき地におけるオンライン診療の導入を進める市町等への支援

5 交通施設の整備および住民の日常的な移動のための交通手段の確保

- 高規格道路・直轄国道、県管理道路・市町道の整備促進
- 交通空白地におけるデマンド交通や公共ライドシェア等の導入に向けた市町への伴走支援
- 交通事業者の運転士確保やバス路線維持・確保に向けた支援

6 生活環境の整備

- 移住・定住や地域活性化に向けた空き家利活用を行う市町への支援
- 一般廃棄物の持続可能な適正処理の確保に向けた市町への支援
- 緊急輸送道路等の道路防災対策の推進
- 南海トラフ地震に備えた津波避難施設の整備・孤立地域対策に取り組む市町への支援
- 地域の防災人材の育成、地域による地区防災計画作成の支援

7 子育て環境の確保、高齢者等の保健・福祉の向上および増進

- 市町の待機児童解消の取組支援・保育人材の確保や保育環境の整備
- 結婚、妊娠・出産、子育て等のライフステージに応じた支援
- 福祉・介護人材確保に向けた事業所・施設等とのマッチング支援
- 市町の障がい者等への相談事業等への支援

8 医療の確保

- 医師・看護職員の確保・育成に向けた修学資金の貸与、研修等
- へき地診療所等の施設や設備の整備による医療提供体制の支援
- 重症患者の救急医療体制の確保

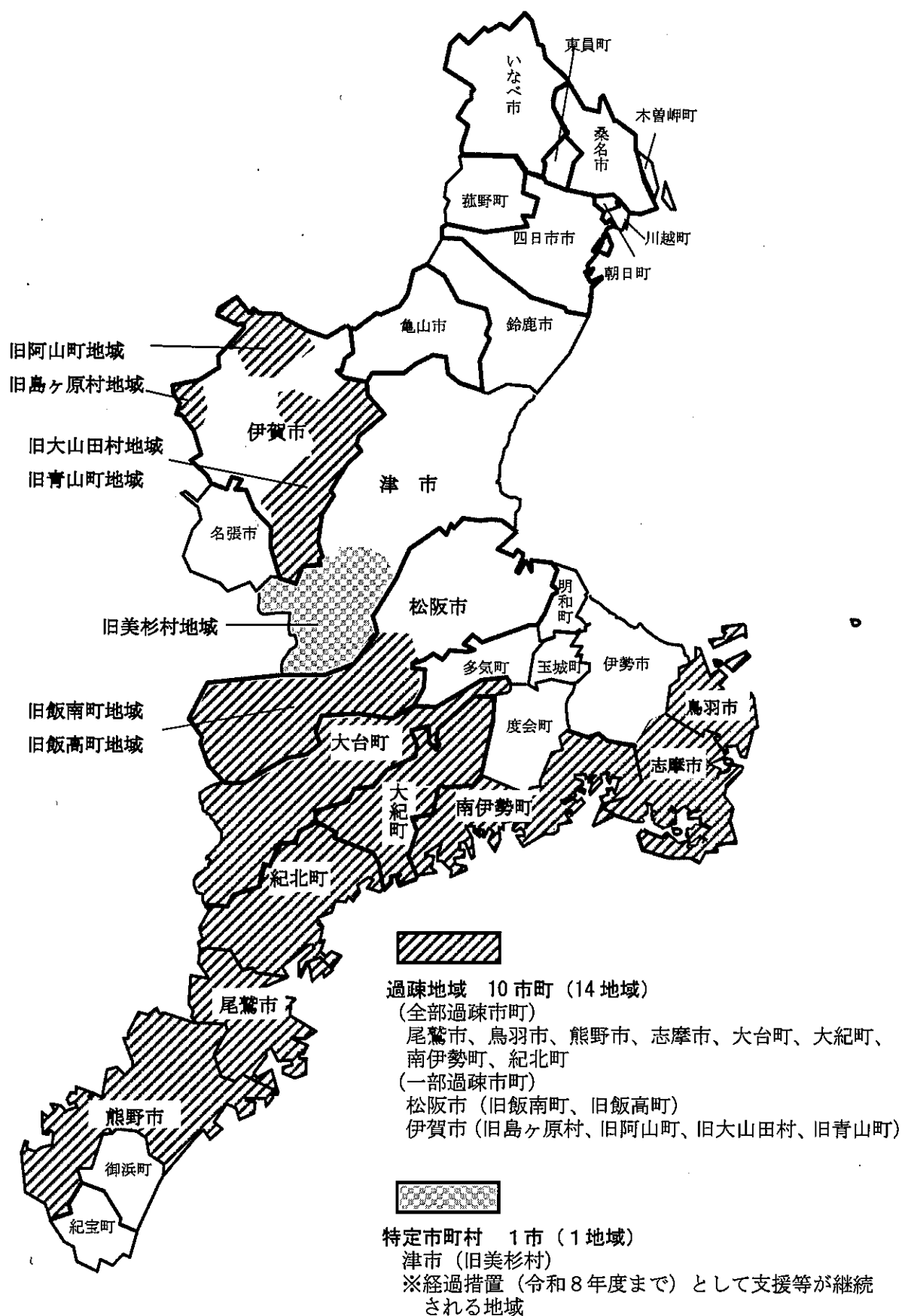
9 教育の振興

- ICT活用による多様な授業の配信や定着度に合わせた学習の推進
- 地域の実情に応じた学校施設・設備の整備に向けた支援
- 学校と地域が連携した郷土教育

10～13 集落の整備、その他事項

- 集落支援員を中心とした集落の維持・活性化に向けた市町取組の支援
- 市町と県の連携・協働による地域づくりの推進
- 南部地域の複数市町が連携した若者の定着・人口還流等の取組への支援

【三重県内の過疎地域・特定市町村】（令和 7 年 4 月 1 日）



3 「紀伊地域半島振興計画」(中間案)について

1 要旨

令和7年4月に「半島振興法の一部を改正する法律」(以下「改正法」という。)が施行され、7月には改正法に基づき国から半島振興基本方針が発出されたことから、奈良県及び和歌山県と連携して「紀伊地域半島振興計画」の改定を行います。

2 半島振興法の改正の概要

- ・令和16年度末まで10年間の延長
- ・法目的に「半島防災」「地方創生」を追加
- ・国及び都道府県の責務の新設
- ・国が新たに策定する「半島振興基本方針」に基づき半島振興計画を策定
- ・半島振興計画の策定義務が努力義務となり、国の同意も廃止

3 国の半島振興基本方針の概要

(1) 振興の基本的な方向

「自立的発展の促進」「地域住民の生活の向上」「定住の促進等」「半島防災」「国土の均衡ある発展」「地方創生」の6つの観点から取組を推進

(2) 半島振興計画の策定に当たって指針となるべき基本的事項

「基本の方針」「目標」「計画期間」「達成状況の評価」の項目及び以下の個別項目を記載

- ① 交通施設並びに通信施設の整備その他の交通通信の確保
- ② 農林水産業、商工業その他産業の振興及び観光の開発
- ③ 雇用機会の拡充、就業の促進
- ④ 水資源の開発及び利用
- ⑤ 生活環境の整備
- ⑥ 医療の確保等
- ⑦ 介護サービス及び障害福祉サービス等の確保等
- ⑧ 高齢者及び児童の福祉その他の福祉の増進
- ⑨ 教育及び文化の振興
- ⑩ 自然環境の保全及び再生
- ⑪ 再生可能エネルギーの利用の推進
- ⑫ 国内及び国外の地域との交流の促進
- ⑬ 移住、定住及び二地域居住の促進、人材の育成並びに関係者間における緊密な連携・協力
- ⑭ 半島防災のための施策
- ⑮ その他半島地域の振興に関する事項

4 「紀伊地域半島振興計画」(中間案)の概要(別紙)

(1) 基本的方針(三県共通部分)

- ・対象地域

以下の16市町が奈良県・和歌山県の市町とともに「紀伊地域」として半島振興対策実施地域に指定されています。

【県内の半島振興対策実施地域(16市町)】

松阪市(旧嬉野町、旧三雲町を除く)、伊勢市、尾鷲市、鳥羽市、熊野市、志摩市、多気町、明和町、大台町、玉城町、度会町、大紀町、南伊勢町、紀北町、御浜町、紀宝町

- ・振興の基本的方向及び重点とする施策

半島振興基本方針に示された6つの基本的方向に沿って、三県共通で重点的に取り組む施策について記載しています。

- ・振興に関する目標

半島地域における転入超過率を目標として設定しています。

- ・計画期間

概ね10年間とし、次期半島振興計画の見直しが行われるまで存続するものとします。

- ・計画の達成状況の評価

計画策定後5年経過を目途に進捗状況や取組の評価を行います。

(2) 振興計画(三重県部分)

半島振興基本方針に定める基本的事項①～⑮の項目ごとに、現状及び課題と取組方向を記載しています。

特に、改正法で新たに目的に追加された「半島防災」については、道路整備やインフラの老朽化対策をはじめ、津波避難施設の整備支援、避難所の生活環境の確保等に取り組むとともに、「地方創生」については、二地域居住の促進や関係人口の創出・深化などに取り組むこととしています。

5 今後のスケジュール

10月1日～31日	パブリックコメントの実施
11月	最終案とりまとめ 市町への協議
12月	常任委員会で最終案の説明 計画の改定

半島振興法改正（R7.4.1施行）

- 令和16年度末まで10年間の延長
- 法目的に「半島防災」「地方創生」を追加
- 国及び都道府県の責務の新設
- 国が新たに策定する「半島振興基本方針」に基づき半島振興計画を策定
- 半島振興計画の策定義務が努力義務となり、国の同意も廃止

半島振興基本方針（R7.7.2発出）

1. 序文
2. 指定半島地域の振興の意義及び方向
 - (1) 振興の意義
 - (2) 振興の方向
 - ①基本的な方向
 「自立的発展の促進」「地域住民の生活の向上」「定住の促進等」「半島防災」「国土の均衡ある発展」「地方創生」の6つの観点から取組を推進
 - (3) 国及び都道府県の責務
 県は、市町村相互間の広域的な連携の確保、情報提供等の援助に努める
3. 国の支援の基本的な考え方
 - (1) 国による財政支援、情報提供等（予算面、税制面、金融面等の支援措置の整備）
 - (2) 産業振興促進計画（市町村が策定する当該計画に記載する事項等）
4. 半島振興計画の策定に当たって指針となるべき基本的事項
 - 「基本方針」「目標」「計画期間」「達成状況の評価」の項目及び以下の個別項目を記載
 - 国土強靱化基本計画、水資源基本計画、その他の計画との調和
 - (1) 交通施設並びに通信施設の整備その他の交通通信の確保
 - ・半島循環道路の整備、災害に強い道路ネットワークの構築、交通空白の解消
 - (2) 農林水産業、商工業その他産業の振興及び観光の開発
 - ・農林水産業の生産基盤の強化、人材の育成・確保、販路拡大、地域資源の活用による産業振興
 - ・滞在交流型観光の振興、訪日外国人旅行者など多様化するニーズに即した取組
 - (3) 雇用機会の拡充、就業の促進
 - ・職業能力の開発、複数の仕事を行う「複業」の促進
 - (4) 水資源の開発及び利用
 - ・水循環基本計画との調和、地域の実情に応じた水資源の開発及び活用
 - (5) 生活環境の整備
 - ・住宅の確保（空き家活用）、水の確保、3R（廃棄物の発生抑制、再使用及び再生利用）の推進
 - (6) 医療の確保等
 - ・救急医療体制の充実、中核的な病院等による支援や協力体制の構築、遠隔医療の導入
 - (7) 介護サービス及び障害福祉サービス等の確保等
 - ・各種サービスの適切な提供、従事者の確保、施設・事業所の整備、介護ロボット等の導入
 - (8) 高齢者及び児童の福祉その他の福祉の増進
 - ・高齢者の安心・自立した生活に向けた支援、子どもが健やかに育つための環境整備の推進
 - (9) 教育及び文化の振興
 - ・学校教育・社会教育の充実、個性ある学習の場の提供、景観地の保存・活用、文化の担い手育成
 - (10) 自然環境の保全及び再生
 - ・自然環境の保全及び再生並びに適切な利用、海岸漂着物の処理対策
 - (11) 再生可能エネルギーの利用の推進
 - ・再生可能エネルギーの供給体制の整備その他利用を推進するための取組の充実
 - (12) 国内及び国外の地域との交流の促進
 - ・交流人口及び関係人口の増大、人材交流やネットワークの構築
 - (13) 移住、定住及び二地域居住の促進、人材の育成並びに関係者間における緊密な連携・協力
 - ・若年層等の移住・定住の促進、二地域居住、関係人口の増加、人材の確保及び育成
 - (14) 半島防災のための施策
 - ・事前防災・減災等を含む所要の対策、国土強靱化地域計画との整合、KPIの設定
 - (15) その他半島地域の振興に関する事項
 - ・感染症発生時等における住民生活の安定等
 - ・生産機能及び生活環境の整備等が特に低位にある集落への配慮

半島振興計画に基づく支援措置

- ・半島振興広域連携促進補助金（ソフト事業）
- ・一般事業債（半島振興防災道路整備事業）
- ・事業者の設備投資等に対する税制優遇

紀伊地域半島振興計画（中間案）

第1 基本方針

1. 地域の概況
2. 現状及び課題
3. 振興の基本的方向及び重点とする施策
4. 振興に関する目標・・・半島地域における転入超過率
5. 計画期間・・・概ね10年間とし、次期計画の見直しまで存続
6. 計画の達成状況の評価・・・5年を目途に評価を行う

第2 振興計画

I 三重県地域

1 交通施設並びに通信施設の整備その他の交通通信の確保

- ✓ 熊野道路、紀宝熊野道路の整備促進によるミッシングリンクの解消、ダブルネットワーク化
- ✓ 近畿自動車道紀勢線4車線化事業区間の整備促進
- ✓ 半島循環道路（R42,R167,R260,R311等）の整備推進
- ✓ 伊勢湾口道路、東海南海連絡道の構想に係る取組
- ✓ リニア開業の効果波及に向けた取組
- ✓ 公共ライドシェア等の移動手段の確保に取り組む市町村支援

2 農林水産業、商工業その他産業の振興及び観光の開発

- ✓ 高品質・低コスト栽培記述の導入、農地の利用集積の促進、林業現場におけるスマート技術や低コスト造林の導入、県産材需要の拡大、水産資源の維持増大、漁業経営体の経営基盤強化、担い手の確保、販路拡大
- ✓ 観光ガイド人材の育成・確保、上質な宿泊施設の誘致
- ✓ 地域ならではの観光資源を生かした滞在型観光の推進
- ✓ 海外からの高付加価値旅行者の誘致促進

3 雇用機会の拡充、就業の促進

- ✓ 移住相談センターやおしごと広場みえ等における働く場の情報提供、魅力発信
- ✓ 女性や高齢者、外国人、障がい者など多様な働き手の確保
- ✓ 副業や兼業を組み合わせた多様で柔軟な働き方モデル確立

4 水資源の開発及び利用

- ✓ 持続可能な水道事業に向けた広域化の段階的な実現

5 生活環境の整備

- ✓ 空き家活用、危険な空き家の除却、下水道整備
- ✓ 市町村のごみ処理広域化・集約化に向けた取組

6 医療の確保等

- ✓ 奈良県・和歌山県のドクターヘリとの連携による救急医療体制の充実、医師・看護職員の確保
- ✓ へき地診療所への代診医派遣、遠隔医療の導入支援

7 介護サービス及び障害福祉サービス等の確保等

- ✓ 外国人介護人材の確保、介護ロボット・ICT導入支援

8 高齢者及び児童の福祉その他の福祉の増進

- ✓ 認知症の人や家族を地域で支える支援体制の構築
- ✓ 子どもの居場所や多様な学び、遊び、体験機会の拡充

II 奈良県地域

III 和歌山県地域

9 教育及び文化の振興

- ✓ 地域と連携した郷土教育・キャリア教育の推進
- ✓ 熊野古道や海女漁など歴史的・文化的資産の保護と活用

10 自然環境の保全及び再生

- ✓ エコツーリズムなど自然環境を生かした利活用の推進
- ✓ 海岸漂着物対策

11 再生可能エネルギーの利用の推進

- ✓ 地域特性を生かした太陽光発電や洋上風力発電など、再生可能エネルギーの導入に向けた検討

12 国内及び国外の地域との交流の促進

- ✓ 奈良県・和歌山県と連携した世界遺産熊野古道の効果的なプロモーション、案内機能の強化による来訪促進

13 移住、定住及び二地域居住の促進、人材の育成並びに関係者間における緊密な連携・協力

- ✓ きめ細かな移住相談対応、全国フェアへの出展、奈良県・和歌山県と連携した移住プロモーション、受入側の気運醸成と態勢の充実
- ✓ 二地域居住の促進に向けた市町村への支援
- ✓ 地域住民と関係人口が広域的につながり、新たな活動を創出するための支援

14 半島防災のための施策

- ✓ 半島防災のための道路整備、「流域治水」の推進
- ✓ 国土強靱化地域計画等に基づくインフラの老朽化対策
- ✓ 治山施設の整備、農業用ため池等の豪雨、耐震化対策
- ✓ 南海トラフ地震対策を推進するための条例・南海トラフ地震対策に特化した計画の策定
- ✓ 津波避難施設の整備支援
- ✓ 避難所におけるスフィア基準に基づく生活環境の確保
- ✓ 自衛隊・海保と連携した空路・海路による輸送訓練
- ✓ 奈良県・和歌山県との相互応援協定見直しによる連携強化
- ✓ 道路啓開計画の策定・見直し
- ✓ 「三重県広域受援計画」の見直し、関係機関との訓練等
- ✓ DMAT・DWATの養成、能力維持・向上
- ✓ 中小企業・小規模企業のBCP策定促進
- ✓ KPIについては、国土強靱化地域計画から引用

15 その他半島地域の振興に関する事項

- ✓ 感染症の発生時における生活関連物資等の安定供給
- ✓ 集落の維持・活性化の取組を進める市町村への支援

半島振興法の一部を改正する法律について(議決、令和7年3月31日切れ)

令和7年3月26日成立

法改正事項(概要)

I. 総論的事項

(1) 目的【第1条】

- ・法目的に「半島防災」及び「地方創生」を追加 (なお、「半島防災」は法律上初めて、「地方創生」は法律の見出し以外では初めて規定。)
- ・半島地域の役割に「自然環境及び良好な景観の保全」、「多様な再生可能エネルギーの導入及び活用」追加
- ・地域の創意工夫を生かすこと、多様な主体の連携には半島地域以外のいわゆる「関係人口」も含まれることを明記

(2) 基本理念【第1条の2】**【新設】**

- ・基本理念として「地方創生」、「魅力の増進」、「半島防災・国土強靱化」の3つの観点を提示
- ・「地方創生」の観点は、地域の課題を提示し、これらを改善して自立的な地域社会を実現することを目指すもの(第1号)
- ・「魅力の増進」の観点は、半島地域の役割・特性を「強み」と捉え、その魅力の増進を目指すもの(第2号)
- ・「半島防災・国土強靱化」の観点は、孤立しやすいなど半島の地理的特性を踏まえた防災を「半島防災」と位置づけ、国土強靱化の理念を踏まえた施策の着実な実施を目指すもの(第3号)

(3) 国・都道府県の責務【第1条の3】**【新設】**

- ・基本理念にのっとり、国は総合的な施策の策定・実施の責務を、都道府県は振興に必要な施策の策定・実施のほか、市町村の援助を行うよう努めることを規定
- ・「I. 総論的事項」では「半島地域」と規定しており、第2条で規定する半島振興対策実施地域以外の半島地域に対しても適用
(⇒地方創生や国土強靱化に係るここまでの規定は、半島地域全体に適用される)

II. 半島振興基本方針と半島振興計画

(1) 基本方針【第2条の2】**【新設】**

- ・主務大臣が半島振興基本方針を定めることに加え、その際の記載事項、策定手続き等を規定

(2) 半島振興計画【第3条・第4条】

- ・地方分権の観点から、都道府県による半島振興計画の作成義務を努力義務に改正
- ・配慮規定等の追加に伴う計画事項の追加(計画の達成状況の評価を含む)
- ・国土強靱化基本計画、水循環基本計画との調和

III. 半島に対する配慮規定の充実

(1) 交通の確保【第12条の2】

- ・現行の「地域公共交通の活性化及び再生」の規定を拡充し、「交通の確保」として交通施設全般の整備の規定に拡充
- ・目的に「物資の流通の確保」の観点も追加

(2) デジタル社会の形成に資する情報の流通の円滑化等【第13条】

- ・目的に「地域公共交通の活性化」「物資の流通確保」「災害情報の収集・提供の円滑化」「デジタル社会の形成」を、配慮事項に「先端的な情報通信技術の活用」を追加

(3) 農林水産業その他の産業の振興等【第13条の2】

- ・目的に「競争力の強化」を、配慮事項に「水産動植物の生育環境の保全及び改善」を追加

(4) 就業の促進【第13条の3】

- ・目的に就業先としての「農林水産業その他の産業」を明示、配慮に際し「情報通信技術の進展」「場所に制約されない働き方の普及」等の社会変化に留意する旨を追加

(5) 生活環境の整備【第13条の4】

- ・目的に「持続可能な地域社会の維持・形成」を、配慮事項に「住民生活・産業振興の拠点の形成」を加え、住宅等の整備に「空家の活用」が含まれる旨を明示

(6) 医療の確保【第13条の5】

- ・無医地区以外での医療の充実に係る規定を新設、配慮事項に「遠隔医療」を追加

(7) 介護サービス・障害福祉サービス等の確保等【第13条の6】

- ・介護サービスの配慮事項に「地域の人材の活用」「介護ロボット等の導入」を加えるとともに、新たに「障害者福祉」に係る配慮事項を追加

(8) 高齢者及び児童の福祉の増進【第14条】

- ・高齢者福祉に係る事項に加えて、新たに「児童福祉」に係る事項を追加

(9) 教育の充実【第14条の2】**【新設】**

- ・配慮事項に「半島地域の特殊事情に鑑みた学校教育及び社会教育(情報通信技術の活用を含む)の充実」「生涯学習の振興」「区域以外の子どもに対する半島地域の特性を生かした教育の提供」を追加

(10) 自然環境の保全及び再生【第14条の3】**【新設】**

- ・「自然環境の保全及び再生(自然景観の保全を含む)」に係る配慮規定を新設

(11) 再生可能エネルギーの利用の推進【第14条の4】**【新設】**

- ・地域資源を活用した「再生可能エネルギーの利用の推進」に係る配慮規定を新設

(12) 地域文化の振興等【第15条】

- ・配慮規定に「地域の風土等により形成された景観地の保存及び活用」を追加

(13) 観光振興・交流促進【第15条の2】

- ・「地域の特性を生かした観光地、高い国際競争力を有する観光地その他の魅力ある観光地の形成等」を追加

(14) 移住等の促進、人材育成、関係者間連携【第15条の3】

- ・「移住・定住・二地域居住の促進」「人材育成」「関係者間における緊密な連携・協力の確保」に係る配慮規定を新設

(15) 半島防災の推進及び実効性の確保【第15条の4】

- ・半島防災の観点を強調するため、目的に「国土強靱化」「孤立及び地域経済の円滑な運営の阻害防止」の観点を、配慮事項に「実効性の確保」「道路、港湾の交通施設、水道、下水道等の施設の整備」「再生可能エネルギー等を活用した非常用電源設備」「災害応急対策・復旧に係る体制整備」を追加

(16) 感染症発生時の生活に必要な物資の確保等【第15条の5】**【新設】**

- ・感染症発生時の物資の確保・事業活動の継続に対する配慮規定を新設

(17) 生産機能の整備等が低位にある集落への配慮【第15条の6】**【新設】**

- ・生産機能・生活環境の整備等が特に低位にある集落への配慮規定を新設
- ・具体的な対応として、郵便局等も活用した生活環境の維持に適切に配慮するとともに、必要な情報提供等に努める旨を規定

IV. その他体制の整備等

- ・半島振興に携わる関係者が協議会を設置できる規定【第15条の7】**【新設】**
- ・施策の実施体制強化のため、内閣総理大臣を主務大臣に追加【第19条】
- ・施行期日、経過措置、法施行後5年を目途に見直し等を行う旨を改正附則に規定

V. 半島振興法の法期限の延長

- ・法期限の10年間延長(令和16年度末まで)【附則第2項】

(所管事項)

4 指定管理者が行う公の施設の管理状況報告について
指定管理者が行う公の施設の管理状況報告(令和6年度分)

<県の評価等>

施策所管部名: 地域連携・交通部

1 指定管理者の概要等

施設の名称及び所在	三重交通G スポーツの杜 鈴鹿(鈴鹿市御園町1669番地) 三重交通G スポーツの杜 伊勢(伊勢市宇治館町510番地)
指定管理者の名称等	三重県スポーツ協会グループ 代表者 公益財団法人三重県スポーツ協会 理事長 木平 芳定 (鈴鹿市御園町1669番地 三重交通G スポーツの杜 鈴鹿内)
指定の期間	令和6年4月1日～令和11年3月31日
指定管理者が行う管理業務の内容	① 事業実施に関する業務 ② 施設等の利用の許可等に関する業務 ③ 利用料金の收受等に関する業務 ④ 施設等の維持管理及び修繕に関する業務 ⑤ 三重交通G スポーツの杜 鈴鹿及び三重交通G スポーツの杜 伊勢の管理上必要と認める業務

2 施設設置者としての県の評価

※指定管理者が変わった場合、前年度の評価は斜線を記入しています。

評価の項目	指定管理者の自己評価		県の評価		コメント
	R5	R6	R5	R6	
1 管理業務の実施状況	B	B			競技団体等との利用調整会議を開催し、各種大会の開催及び円滑な運営を行っている。 日常点検を行い、施設の異常箇所の早期発見に努め、必要に応じ修繕を行うなど、良好な施設環境の提供に努めている。 緊急事態に備えるため、危機管理の徹底と定期的な実地訓練を行うなど、緊急事態発生時の体制を意識した取組を行っている。 「差別を解消し、人権が尊重される三重をつくる条例」に基づき、不当な差別やその他人権侵害行為が行われないように努めている。
2 施設の利用状況	B	B			年間利用者数について、三重交通G スポーツの杜 鈴鹿は、576,868人(対前年度比61,189人増)、三重交通G スポーツの杜 伊勢は、335,135人(対前年度比9,181人増)であった。 主催事業であるスポーツ教室等について、鈴鹿では487講座(対前年度比29講座増)、伊勢では115講座(対前年度比5講座増)を開講した。
3 成果目標及びその実績	B	B			年間利用者数について、三重交通G スポーツの杜 鈴鹿は、目標558,000人に対して576,868人と目標を達成した。三重交通G スポーツの杜 伊勢は、体育館の空調設備の故障による利用キャンセルの影響もあり、目標408,000人に対して335,135人と、目標を達成できなかった。 スポーツ教室をはじめとした主催事業を開催するなど、利用促進に積極的に取り組んだことで、両施設とも令和5年度の利用者数を上回った。

※「評価の項目」の県の評価 : 「+」(プラス) → 指定管理者の自己評価に比べて高く評価する。
「-」(マイナス) → 指定管理者の自己評価に比べて低く評価する。
「 」(空白) → 指定管理者の自己評価と概ね同じ評価とする。

総括的な評価	・競技団体等との利用調整業務、利用許可や料金收受業務、施設の維持管理及び修繕等に関する業務を適切に実施している。 ・開館時間の前倒しや利用時間の延長を行うなど、利用者のサービス及び利便性の向上に努めている。 ・利用者のニーズに応じたスポーツ教室を開催するなど、スポーツの推進に貢献している。 ・収支状況を考慮しながら、必要競技器具の補充及び修繕を実施し、利用環境の改善に努めている。 ・年間利用者数において、三重交通G スポーツの杜 鈴鹿は目標を上回った。三重交通G スポーツの杜 伊勢は空調設備の故障による利用キャンセル等から、目標を達成できなかったものの、主催事業の実施等による利用者の増加に努めている。 総合的に見て、適切な指定管理業務を実施しており、指定管理者の自己評価は妥当と思われる。
--------	---

<指定管理者の評価・報告書(令和6年度分)>

指定管理者の名称:三重県スポーツ協会グループ

1 管理業務の実施状況及び利用状況

(1)管理業務の実施状況

①管理運営事業の実施に関する業務

- ア 管理施設を利用する競技団体等との利用調整会議を開催し、各種大会の開催及び円滑な運営に努めた。
- イ 利用規程を定め、施設及び設備の利用許可業務を適正に行った。また、利用規程は所管課の承認を得たうえで随時改定を行い、可能な限り利用者の要望等に対応することで、利用しやすい施設の提供に努めた。
- ウ 職員、業務委託業者を交えて、災害発生を想定した訓練を6月と12月の場内整備時に行った。
- エ 利用拡大を目的とした広報活動として、ホームページでの案内、イベントチラシの市報への折込、スポーツ教室募集の市報掲載などを行い、施設のPRに努めた。デジタルサイネージを最大限に活用し、当施設利用のアスリートを紹介して「世界に繋がるプール」をアピールしたほか、地元中学生の職場体験学習やスポーツ教室の様子等を発信した。
- オ 最寄のバス停留所から本施設敷地内への無料シャトルバスを独自で運行し、利用者の利便性の向上に努めた。
- カ 利用者満足度調査の実施及び「ひと声カードポスト」の設置により、施設運営の要望・スポーツ教室等の実施内容について意見を収集し、速やかな対応を行った。
- キ 大型集客試合の開催日には、ホームページやSNSを活用して、乗り合わせ来場や施設外臨時駐車場の利用、主催者シャトルバスの利用を促し、施設内駐車場不足の対応を行った。
- ク 利用者サービスが低下しないよう留意しながら、省エネ・節電等を徹底し、コスト削減を図った。

②施設及び設備の維持管理及び修繕に関する業務

- ア 利用者に良質で安全かつ清潔な施設を提供するため、清掃・始業前点検・器具備品点検・施設点検を行った。異常箇所を発見した場合は、当該の施設あるいは器具を使用中止とし、異常箇所の点検や修理を速やかに行った。
- イ 全スタッフが出席する所内会議を休業日に実施し、施設・設備に関する状況報告、管理運営に関する懸案事項の報告を行い、対応について検討、確認した。
- ウ 競技団体の要望に対して、収支状況を考慮しながら必要競技器具の補充及び修繕を実施した。
- エ 老朽化した木製イスを撤去したうえで新たにベンチを設置するなど、利用環境の改善とサービスの充実を図った。

③県施策への配慮に関する業務

- ア 競技力向上の拠点施設としての役割を果たすため、加盟競技団体と連携し、大規模大会の開催やトップアスリート選手・国スポ強化選手の合宿の受入れを行った。
- イ 「差別を解消し、人権が尊重される三重をつくる条例」に基づき、不当な差別やその他人権侵害行為が行われないよう努めた。

【三重交通G スポーツの杜 鈴鹿】

- ア スポーツ教室を487講座開催し、延べ27,533人の参加があった。
- イ 入場券のみで参加できるワンポイントレッスンを83回開催し、延べ827人の参加があった。
- ウ 本協会加盟の競技団体と連携し、多くの県民が誰でも気軽に参加できるよう、6競技の鈴鹿スポーツガーデンカップを開催した。(ソフトテニス、ラグビーフットボール、水泳、フットサル、テニス、サッカー)
- エ テニスコートの定期利用者の拡大を目的にサークルの登録制度を設け、使用料の一括精算や継続利用のための環境整備を行うなど、サークル活動の支援を行った。(サークル登録数:187団体)
- オ 施設のPRとしてフリーマーケットを開催した。
- カ 地域への理解促進のために、地域行事に積極的に協力した。

【三重交通G スポーツの杜 伊勢】

- ア スポーツ教室を前・中・後期の三期に分け、115講座開催し、延べ1,947人の参加があった。
- イ 近隣住民やスポーツ愛好家の方々に施設のPRと日ごろの利用に対する感謝を目的として、施設を開放するとともに各種イベントを実施する感謝フェスティバルを令和6年度も開催した。伊勢ローブレスキューチームによる救助訓練の実践と体験、ものづくり体験、ヨガ体験を実施したほか、小学生を対象にした「陸上教室」「少年ミニサッカー大会」をはじめ、「ヨーヨー釣り」「バターゴルフ」など親子で楽しめる催しを行った。
- ウ 三重とこわか健康マイレージ事業の「マイレージ特典協力店」に登録し、健康増進事業への協力に努めた。

④情報公開・個人情報保護に関する業務

- ア 情報公開について、公益財団法人三重県スポーツ協会情報公開実施要領に基づき取り扱っている。なお、令和6年度における開示請求はなかった。
- イ 個人情報について、公益財団法人三重県スポーツ協会個人情報保護実施要領に基づき取り扱っている。また、個人情報保護方針をホームページに掲載するとともに、教室申込書などには個人情報の取扱いについて明示している。さらに、各施設で保管している施設利用申請書、スポーツ教室参加者名簿、施設顧客名簿等の個人情報が記載された文書や電子データが外部へ漏洩しないよう、全職員で厳重に注意し取り扱っている。
- ウ 所内会議で個人情報の取扱いをテーマとして、制度の正しい理解と運用ができるように研修を行った。

⑤その他の業務

- ア 利用拡大の一環として、近隣企業・自治体などの福利厚生事業との提携を継続実施した。
- イ 地域との連携強化として、施設が設置されている鈴鹿・伊勢の両市がそれぞれ開催するイベント等に協力した。

(2)施設の利用状況

成果目標	三重交通G スポーツの杜 鈴鹿	558,000人/年間	
	三重交通G スポーツの杜 伊勢	408,000人/年間	
実績	三重交通G スポーツの杜 鈴鹿	576,868人/年間	達成率 103.4%
	三重交通G スポーツの杜 伊勢	335,135人/年間	達成率 82.1%

2 利用料金の収入の実績

指定管理施設収入	189,857,420			
内訳				
三重交通G スポーツの杜 鈴鹿	144,706,403	三重交通G スポーツの杜 伊勢	45,151,017	
施設利用料収入	104,040,377	施設利用料収入	33,200,237	
参加料収入	35,855,250	参加料収入	11,302,500	
その他収入	4,810,776	その他収入	648,280	

3 管理業務に関する経費の収支状況

(単位:円)

収入の部			支出の部		
	R5	R6		R5	R6
指定管理料	422,774,415	504,571,252	事業費	34,141,580	33,610,843
利用料金収入	135,383,225	137,240,614	管理費	572,344,321	642,220,339
その他の収入	61,511,138	57,201,187	その他の支出	3,117,851	9,086,733
合計 (a)	619,668,778	699,013,053	合計 (b)	609,603,752	684,917,915
収支差額 (a)-(b)	10,065,026	14,095,138			

※指定管理者が変わった場合、前年度の収支状況には斜線を記入しています。

※参考

利用料金減免額	3,224,075
内訳	
三重交通G スポーツの杜 鈴鹿	2,996,605
三重交通G スポーツの杜 伊勢	227,470

4 成果目標とその実績

成果目標	三重交通G スポーツの杜 鈴鹿	558,000人/年間		
	三重交通G スポーツの杜 伊勢	408,000人/年間		
成果目標に対する実績	三重交通G スポーツの杜 鈴鹿	576,868人/年間	達成率	103.4%
	三重交通G スポーツの杜 伊勢	335,135人/年間	達成率	82.1%
今後の取組方針	・オープンスペースの有効活用を目的に設定したウォーキングコースの活用、健康器具の設置、地元自治会に対するグラウンドゴルフ等の平日利用案内、体育館の卓球等の一般開放など、平日利用の増大に取り組み、利用者数の増加を図る。 ・生涯スポーツの振興と競技力向上の拠点となる総合的スポーツ施設である両施設を一体的に管理することにより、全国規模の大会を開催できるよう、関係機関及び本協会加盟団体との協力体制のもと細かな調整を行う。 【三重交通G スポーツの杜 鈴鹿】 ・可能な範囲で営業日や大会終了後に開館時間を確保することで、一般利用者が施設を利用しスポーツに触れる機会を増やす。 ・利用の形態に応じた貸館業務手続きを実施し、簡易な方法となるよう努めるとともに、中長期的には、水泳場、サッカー・ラグビー場、体育館において施設予約管理にデジタルのシステムを導入する。 ・独自財源で整備したスポーツガーデン「Mie Spo Inn」(ホテル・温泉・レストランがある宿泊施設)を活用したサービスを実施することで、更なる利用者サービスの向上に努める。また、全国の大学生による合同合宿が定例化しており、引き続き「Mie Spo Inn」との協同事業として、PRを充実させる。 ・水泳場においては、利用者がバリオリンピック・世界水泳大会等世界大会出場者として活躍していることから、世界に繋がる施設として広報活動をさらに充実する。 【三重交通G スポーツの杜 伊勢】 ・関係団体及びトレーニングセンターの利用拡大のため、広報活動に努めるとともに、選手強化及びスポーツに親しめる施設としての運営に努める。多目的広場については、主にハンマー投げの練習会場として利用されているが、サッカー・野球・グラウンドゴルフ等についても利用してもらえるよう周知するとともに、大会開催時等の特設駐車場としても活用し、スムーズな大会運営を行っていく。 ・体育館については令和6年8月から空調設備が使用できない状況にあるため、スポーツ推進課と今後の対応について協議を進めていきたい。 ・トレーニングセンターでは多くの利用者から要望やご意見が寄せられるため、利用者のニーズに可能な限り応えながら利用者拡大に向けた取組を進めていきたい。			

5 管理業務に関する自己評価

※指定管理者が変わった場合、前年度の評価は斜線を記入しています。

評価の項目	評価		コメント
	R5	R6	
1 管理業務の実施状況	B	B	・毎年各施設ごとに利用調整会議を行うことで、各団体の円滑な施設利用を可能とし、施設の有効活用に努めた。 ・利用者満足度調査の実施及び「ひと声カードポスト」の設置により、施設運営の要望・スポーツ教室等の実施内容について意見を収集し、対応可能な事項については速やかに対応した。利用者アンケートにおいて満足すると回答を得た項目としては「職員の対応」「施設の清潔さ」がいずれも90%以上であり、「予約の受付方法・対応」が約84%であった。 ・情報共有等、業務委託先との連絡を密にしながら、施設の現状を丁寧に把握し、保守点検や修繕等に計画的に取り組むことで、良好な施設管理を行った。 ・緊急事態に対応できるよう、危機管理マニュアルを策定し、火災・地震災害対応訓練を通して危機管理意識の醸成に努めた。また、救急救命講習を通してAEDの取り扱い方法などの実践的な技量を習得し、現場で緊急事態が発生した際に、組織的に適切な対応を行った。 ・利用者サービスが低下しないよう留意しながら、省エネ・節電を徹底し、コスト削減を図った。
2 施設の利用状況	B	B	【三重交通G スポーツの杜 鈴鹿】 ・年間利用者数は576,868人であり、目標を上回った。 ・ニーズの高い多種多様なスポーツ教室等を開催することで、全ての県民が生涯の各時期を通じて、日常的・継続的にスポーツを楽しめる環境づくりに取り組んだ。 （スポーツ教室開催講座数：487講座、延べ参加人数：27,533人） ・国スポ強化合宿や加盟競技団体の合宿などを積極的に受入れた。 ・スポーツガーデン「Mie Spo Inn」と利用調整を行い、平日の閑散期を中心に大学クラブやスポーツクラブ団体の合宿を積極的に受入れを行ったことで、毎年の利用が定着した。 ・県民がスポーツに触れる機会の充実を図るために、「ガーデンカップ」(6競技)を開催した。(ソフトテニス、ラグビーフットボール、水泳、フットサル、テニス、サッカー) ・ラグビー、サッカー、ハンドボール、バレーボールなど日本のトップチームの公式戦や全国レベルの大会が開催された。 【三重交通G スポーツの杜 伊勢】 ・年間利用者数は335,135人であり、令和5年度の利用率は上回ったが、目標を下回った。 ・主催事業のスポーツ教室を、前・中・後期の三期で実施した。 （スポーツ教室開催講座数：115講座、延べ参加人数：1,947人） ・陸上競技場では中学生、高校生を対象とした全国大会が開催されたほか、小・中・高の各カテゴリー別の練習会が盛んに行われた。また、市内小学校の遠足等の受入れ、高校生を対象とした進路セミナーの開催、ロープレスキューの全国大会の開催など、地域との交流を図るとともに、様々な用途で施設を活用した。 ・体育館については、令和6年8月9日に空調設備が故障し、夏季の利用に支障が生じている。学生の夏休みを利用したサークル合宿の利用期間が短縮されたり、定例利用の高齢者団体が利用を控えるなどの影響が懸念される。
3 成果目標及びその実績	B	B	【三重交通G スポーツの杜 鈴鹿】 利用人数は目標を上回ることができたが、料金収入は令和5年度より増加したものの、料金を支払って利用する方の伸びが見込みを下回ったことなどから、目標を達成できなかった。 【三重交通G スポーツの杜 伊勢】 利用人数は令和5年度の実績を上回ったが、体育館において空調設備の故障があったことなどから、目標を達成できなかった。料金収入は目標に対して99.9%とわずかに目標に届かなかった。夏季期間に体育館を定例利用している高齢者団体等が利用を控えたことが一因と思われる。

※評価の項目「1」の評価 :

「A」→ 業務計画を順調に実施し、特に優れた実績を上げている。
「B」→ 業務計画を順調に実施している。
「C」→ 業務計画を十分には実施できていない。
「D」→ 業務計画の実施に向けて、大きな改善を要する。

※評価の項目「2」「3」の評価 :

「A」→ 当初の目標を達成し、特に優れた実績を上げている。
「B」→ 当初の目標を達成している。
「C」→ 当初の目標を十分には達成できていない。
「D」→ 当初の目標を達成できず、大きな改善を要する。

総括的な評価	【三重交通G スポーツの杜 鈴鹿】 ・日程や時間調整を行い、積極的に大規模大会の開催や競技団体の合宿を受入れた。 ・「ひと声カードポスト」の設置及び利用者満足度調査の実施により、利用者のニーズを把握し、サービスの向上や運営効率の向上に努めた。 ・スポーツガーデン「Mie Spo Inn」と連携して合宿等の受入れを行い、平日の利用促進に取り組んだ。 ・三重とこわか健康マイレージ事業の「マイレージ特典協力店」に登録し、健康増進事業への協力を努めた。 ・利用者サービスが低下しない範囲で省エネや節電等、コスト削減に努めた。 ・県民スポーツへの関心を高め生涯スポーツの拠点施設としての機能を一層果たすため、スポーツを「する」「みる」「支える」といった誰もがスポーツに親しむことができる環境を提供した。利用者のニーズに応じて多様なスポーツ教室を開催した。 【三重交通G スポーツの杜 伊勢】 ・本協会が制定したスポーツ推進計画に基づき、スポーツ施設としての役割を果たすべく、諸事業を推進した。 ・五十鈴公園及び多目的広場の活用、また陸上競技場及び体育館会議室の利活用を積極的に進めた。 ・毎日の点検及び特定建築物点検等の結果により、緊急性のあるものから随時修繕を行い、老朽化が進んでいる体育館、トレーニングセンターについても修繕・改修を行った。 ・ご意見箱の設置及び利用者満足度調査により、利用者の要望や意見を把握し、実施可能なことから取り組んでいる。
--------	---

指定管理者が行う公の施設の管理状況報告(令和6年度分)

<県の評価等>

施策所管部名: 地域連携・交通部

1 指定管理者の概要等

施設の名称及び所在	ドリームオーシャンスタジアム(松阪市立野町1370番地)
指定管理者の名称等	公益財団法人三重県スポーツ協会 理事長 木平 芳定(鈴鹿市御園町1669番地)
指定の期間	令和6年4月1日～令和11年3月31日
指定管理者が行う管理業務の内容	① 施設等の利用の許可等に関する業務 ② 利用料金の収受等に関する業務 ③ 施設等の維持管理及び修繕に関する業務 ④ 野球場の管理上必要と認める業務

2 施設設置者としての県の評価

※指定管理者が変わった場合、前年度の評価は斜線を記入しています。

評価の項目	指定管理者の自己評価		県の評価		コメント
	R5	R6	R5	R6	
1 管理業務の実施状況	B	B			利用者が施設を安全に利用できるよう、公園管理者である松阪市中部台管理事務所と連携を取り、適切な管理業務を行っている。 大会の円滑な開催と一般開放を可能な限り行えるよう、事前に利用競技団体と調整を行い、利便性の向上に努めている。 日常的な施設・設備の点検や、不陸修正工事、内外野グラウンド整備等を行い、良好な環境づくりに努めている。 「差別を解消し、人権が尊重される三重をつくる条例」に基づき、不当な差別やその他人権侵害行為が行われないように努めている。
2 施設の利用状況	B	B			年間利用者数は、33,037人(対前年度比719人増)、利用回数は135回(対前年度比7回増)であった。 大会の円滑な運営を支援するため、利用時間の前倒しや、日没まで延長するなど、利用者の要望に沿った対応で、利便性の向上を図った。
3 成果目標及びその実績	B	B			年間利用者数について、天候不良や猛暑の影響により目標39,100人に対して33,037人と、目標を達成できなかった。 平日のグラウンド空き状況について、中学・高校・大学の野球部に連絡を取るなど、利用者数増加に取り組んだことで、令和5年度の利用者数を上回った。

※「評価の項目」の県の評価: 「+」(プラス) → 指定管理者の自己評価に比べて高く評価する。
「-」(マイナス) → 指定管理者の自己評価に比べて低く評価する。
「」(空白) → 指定管理者の自己評価と概ね同じ評価とする。

総括的な評価	・競技団体等との年間利用調整業務、利用許可や料金収受業務、施設の維持管理及び修繕に関する業務を適切に実施している。 ・円滑な大会運営を行うための特別開場や営業時間の拡大、良好なグラウンド状態を維持するための不陸修正工事や内外野グラウンド整備等を実施するなど、利用環境の向上に努めている。 ・年間利用者数について、天候不良によるキャンセルや熱中症予防により夏季期間の利用が減少したことから、目標を達成できなかったものの、平日利用の促進など利用者増加に努めており、令和5年度と比べて年間利用者数・利用回数ともに増加した。 ・土日祝日は大会での利用が集中していることから、平日の利用について、引き続き広報活動など利用促進のための取組を行う必要がある。 総合的に見て、適切な指定管理業務をしており、指定管理者の自己評価は妥当と思われる。
--------	---

＜指定管理者の評価・報告書(令和6年度分)＞

指定管理者の名称:公益財団法人三重県スポーツ協会

1 管理業務の実施状況及び利用状況

(1)管理業務の実施状況

①管理運営事業の実施に関する業務

- ア 当球場の設置目的を果たすため、施設の有効利用のほか、積極的な応対と接遇を行い、公正で公平な利用に努めた。また、大会の円滑で速やかな運営を支援するため、大会開催時の利用時間の拡大など、可能な限り利用者の要望に沿った対応を行った。
- イ 松阪市中部台運動公園内に設置されていることから、円滑な施設運営を行うため、松阪市中部台管理事務所と連携し、公園全体の課題や日常業務の諸問題について、情報を共有し、安全な施設運営に取り組んだ。
- ウ 施設利用者から寄せられた意見について、対応できるものについては速やかに対処し、施設改修等、指定管理者で対応できない部分については、修繕の要望として県へ報告した。

②施設及び設備の維持管理及び修繕に関する業務

- ア 日常的に始業前点検・設備品点検を行い、異常箇所の発見に努めた。
- イ 良好なグラウンド状態を保つため、不陸修正工事、レイキ車を用いた内外野グラウンド整備や目土散布などを実施した。

③県施策への配慮に関する業務

- ア 三重県営松阪野球場基本協定書第6条に基づき、場内の環境美化に努め、施設利用団体へはゴミの持ち帰りを徹底するとともに、リサイクルに向けた取組として分別回収を行った。また、野球場敷地内での受動喫煙防止の対策強化に努めた。
- イ 「差別を解消し、人権が尊重される三重をつくる条例」に基づき、不当な差別やその他人権侵害行為を行わないよう努めた。

④情報公開・個人情報保護に関する業務

- ア 情報公開については、公益財団法人三重県スポーツ協会情報公開実施要領に基づき対応している。なお、令和6年度における開示請求はなかった。
- イ 個人情報については、公益財団法人三重県スポーツ協会個人情報保護実施要領に基づき個人情報を取り扱っている。また、個人情報保護方針をホームページに掲載し、個人情報の取扱いについて明示している。施設顧客名簿等の個人情報が記載された文書や電子データが外部へ漏洩しないよう、職員一同で厳重に注意し、取り扱っている。

⑤その他の業務

特になし

(2)施設の利用状況

目標 39,100人/年間

利用実績 33,037人 達成率 84.5%

2 利用料金の収入の実績

令和6年度収入実績 1,928,250円

3 管理業務に関する経費の収支状況

(単位:円)

収入の部			支出の部		
	R5	R6		R5	R6
指定管理料	21,090,527	21,566,573	事業費	286,628	200,309
利用料金収入	1,948,570	1,928,250	管理費	22,240,823	22,175,568
その他の収入	0	37,710	その他の支出	0	0
合計 (a)	23,039,097	23,532,533	合計 (b)	22,527,451	22,375,877
収支差額 (a)-(b)	511,646	1,156,656			

※指定管理者が変わった場合、前年度の収支状況には斜線を記入しています。

※参考

利用料金減免額	60,100
---------	--------

4 成果目標とその実績

成果目標	39,100人/年間
成果目標に対する実績	利用者実績 33,037人 達成率 84.5%
今後の取組方針	・年間を通じて平日利用が極めて少ないことから、平日の稼働を上げるために、近隣中学校を対象に使用料金や利用時間の便宜を図りつつ、課外活動の一環としての利用を引き続き呼びかけていく。また、今後は大学生、社会人への平日利用の呼びかけ方法についても、さらに検討を進めていく。 ・近隣の幼稚園・小学校・特別支援学校に対して利用の呼びかけを行い、スポーツ以外での利用促進に取り組む。 ・主催事業及び施設の有効利用について、他団体と連携し、野球の普及活動として野球教室等の充実を図りたい。 ・施設の日常点検及び補修を継続して適宜行うことで、安全性の確保に取り組む。

5 管理業務に関する自己評価

※指定管理者が変わった場合、前年度の評価は斜線を記入しています。

評価の項目	評価		コメント
	R5	R6	
1 管理業務の実施状況	B	B	・グラウンドコンディション確保のため、6月と2月に不陸修正を行った。また、老朽化したライト側外野後方フェンスの交換を行った。 ・大会の円滑な開催・運営を支援するとともに、一般開放を可能な限り行えるよう、事前に各団体代表による利用調整会議を行い、次年度のグラウンド利用調整を図った。 ・利用者満足度調査の実施等、日頃から利用者の意見を聞き取る体制を確保し、実施可能なものについては速やかに対応した。 ・当施設は、松阪市中部台運動公園内に設置されていることから、松阪市中部台管理事務所と連携を取り、公園全体の課題や日常業務について諸問題を共有することで、利用者が安全に施設を使用できるよう努めた。特に、駐車場について運動公園利用者の迷惑にならないよう注意を呼びかけた。また、受動喫煙防止についての対策を強化した。 ・当球場ホームページにて、予約状況を確認した上での予約申込を可能としている。 ・問合せ等に対して施設の利用を積極的に呼びかけた。また、開催された大会の紹介など、当球場の利用に関してのPRに努めた。 ・ドリームオーシャンスタジアム・フェスティバル2024を2日間開催し、野球以外でも家族で参加できるスポーツレクリエーションのイベントを開催した。 ・中学、高校及び大学の長期休暇中の平日利用について、各校野球部にグラウンドの空き状況についての連絡を行い、利用者数増加を図った。
2 施設の利用状況	B	B	・各利用団体による利用調整会議で、次年度の土日及び祝日は各大会で年間スケジュールがほぼ決定してしまうことから、平日利用への取組として、学校の長期休暇期間中、近隣の中学校へ放課後の課外活動での利用を呼びかけた。 ・大会の円滑な運営を支援するため、利用時間を前倒し、あるいは日没まで時間を延長するなど、可能な限り利用者の要望に沿った対応を行い利便性の向上を図った。 ・良好なグラウンド状態を保つため、職員による日常の整備を実施した。
3 成果目標及びその実績	B	B	・年間利用者数について目標39,100人に対し33,037人と、目標を達成できなかったが、学校の長期休暇期間中、平日のグラウンド空き状況について、各校野球部に連絡を行い、利用者数の増加を図った。

※評価の項目「1」の評価 :

「A」→ 業務計画を順調に実施し、特に優れた実績を上げている。
「B」→ 業務計画を順調に実施している。
「C」→ 業務計画を十分には実施できていない。
「D」→ 業務計画の実施に向けて、大きな改善を要する。

※評価の項目「2」「3」の評価 :

「A」→ 当初の目標を達成し、特に優れた実績を上げている。
「B」→ 当初の目標を達成している。
「C」→ 当初の目標を十分には達成できていない。
「D」→ 当初の目標を達成できず、大きな改善を要する。

総括的な評価	・練習・大会等の利用について、その規模により円滑な運営を支援するために、特別開場や利用時間の前倒し、あるいは日没までの時間延長など、可能な限り利用者の要望に応じた対応を行った。 ・雨天後は職員によりレイキ車を用いた内野グラウンド及び外野ウォーミングゾーンの整備を実施し、良好なグラウンドコンディションを保つよう努めた。また、毎日の見回りや点検を行い、必要に応じて修繕等を行うことで、施設全般の維持管理に努めた。 ・当球場は県内で唯一の県営野球場であり、一般財団法人三重県高等学校野球連盟をはじめとした野球関係団体の利用で土日及び祝日は殆ど大会で使用している。そのため、良好なグラウンド状態を保つため、定期的な芝生のメンテナンスや不陸修正工事・芝養生を行った。 ・ドリームオーシャンスタジアム・フェスティバル2024を2日間開催し、1日目は松阪地区の15中学校の軟式野球部を対象とした野球教室を行った。2日目は野球場を無料開放し、スポーツレクリエーションが体験できる場を提供した。
--------	--

指定管理者が行う公の施設の管理状況報告(令和6年度分)

<県の評価等>

施策所管部名: 地域連携・交通部

1 指定管理者の概要等

施設の名称及び所在	三重県営ライフル射撃場 (津市中村町字国主谷)
指定管理者の名称等	三重県ライフル射撃協会 会長 中村 孝夫 (津市大門10番1号)
指定の期間	令和6年4月1日～令和11年3月31日
指定管理者が行う管理業務の内容	① 施設等の利用の許可等に関する業務 ② 利用料金の収受等に関する業務 ③ 施設等の維持管理及び修繕に関する業務 ④ 射撃場の管理上必要と認める業務

2 施設設置者としての県の評価

※指定管理者が変わった場合、前年度の評価は斜線を記入しています。

評価の項目	指定管理者の自己評価		県の評価		コメント
	R5	R6	R5	R6	
1 管理業務の実施状況	B	B			施設・設備の日常・定期点検を行い、軽微な修繕、メンテナンスなど適切な維持管理を行っている。 鉛害防止のため、射場内の水路、管理柵の清掃を行うなど、周辺環境に配慮している。 安全な施設利用のため、利用者に対して銃刀法や利用規程の遵守徹底を行っている。 「差別を解消し、人権が尊重される三重をつくる条例」に基づき、不当な差別やその他人権侵害行為が行われないように努めている。
2 施設の利用状況	B	B	+	+	年間利用者数は、3,503人(対前年度比231人増)であった。 当施設は、競技会や練習会の会場としての利用のほか、ビームライフル体験会を実施し、ライフル競技に接する機会を提供している。 津市と連携したスポーツ教室の開催や各種大会及び合宿の積極的な誘致など、利用者の増加に取り組んでいる。
3 成果目標及びその実績	B	B	+	+	年間利用者数について、目標の2,100人に対して実績は3,503人と目標を達成した。 大規模大会や障がい者の大会などの誘致を積極的に行うなど、利用者の増加に努めたことで、令和5年度の利用者数を上回った。

※「評価の項目」の県の評価: 「+」(プラス) → 指定管理者の自己評価に比べて高く評価する。
 「-」(マイナス) → 指定管理者の自己評価に比べて低く評価する。
 「」(空白) → 指定管理者の自己評価と概ね同じ評価とする。

総括的な評価	・利用許可や料金収受業務、施設の維持管理及び修繕に関する業務を適切に実施している。 ・目標の2,100人を上回る3,503人の利用があり、評価できる。 ・ホームページでの利用状況ならびに混雑状況の情報提供期間を3か月先まで広げ(令和5年度は2か月先まで)、利用者の利便性の向上を図っている。 ・ビームライフル体験会の開催回数を年7回に増やし(令和5年度は年1回)、新規利用者獲得のための取組を積極的に行っている。 ・安全な施設利用のため、利用者へ利用規程の周知及び遵守徹底を行っている。 ・施設の維持管理においては、指定管理者自ら定期点検や軽微な補修を行うなど、経費の削減に努めている。 総合的に見て、適切な指定管理業務を実施しており、指定管理者の自己評価より高く評価する。
--------	---

<指定管理者の評価・報告書(令和6年度分)>

指定管理者の名称:三重県ライフル射撃協会

1 管理業務の実施状況及び利用状況

(1)管理業務の実施状況

①管理運営事業の実施に関する業務

- ア 施設の提供、施設の利用許可に関する業務、利用料金の収受に関する業務を実施した。
- イ 施設の提供に際して、銃の管理及び安全確保について適宜指導を行った。
- ウ 施設の利用許可について、利用規定を定めて利用者に提示し、適正に実施した。
- エ 利用料金の収受は、現金収受・前納により適正に行った。

②施設及び設備の維持管理及び修繕に関する業務

- ア 電子標的の作動状況等の確認作業を行った。
- イ ビームライフル機器の修理を行った。
- ウ 電子標的の整備、メンテナンスを行った。

今後必要と思われる修繕

- ア 電子標的の修理

③県施策への配慮に関する業務

- ア 鉛害防止のため、標的交換機の弾頭処理を適正に行った。
- イ 鉛害防止のため、水路、管理枡の清掃を行った。
- ウ 防災訓練で避難誘導の確認と消火訓練を行った。
- エ 「差別を解消し、人権が尊重される三重をつくる条例」に基づき、不当な差別やその他人権侵害行為を行わないよう努めた。

④情報公開・個人情報保護に関する業務

- ア 情報公開実施要領を定め、情報公開請求に対応できる体制を整えている。なお、令和6年度における開示請求はなかった。
- イ 個人情報保護について、利用申請書等対象文書を厳重に取り扱い、保管している。

⑤その他の業務

- ア 事故等の報告
特になし
- イ 苦情・要望等への対応状況
特になし
- ウ 鉛処理への対応
水路、管理枡の清掃を行い、周辺環境を維持している。

(2)施設の利用状況

・開場日数 282日
・利用申請件数 1,601件
・利用者数
 目標 2,100人
 実績 3,503人 達成率 166.8%

2 利用料金の収入の実績

令和6年度収入実績 1,920,970円

3 管理業務に関する経費の収支状況

(単位:円)

収入の部			支出の部		
	R5	R6		R5	R6
指定管理料	465,030	4,248,040	事業費	0	0
利用料金収入	1,882,580	1,920,970	管理費	2,341,576	5,686,971
その他の収入	460,625	17,563	その他の支出	0	0
合計 (a)	2,808,235	6,186,573	合計 (b)	2,341,576	5,686,971
収支差額 (a)-(b)	466,659	499,602			

※指定管理者が変わった場合、前年度の収支状況には斜線を記入しています。

※参考

利用料金減免額	144,650
---------	---------

4 成果目標とその実績

成果目標	2,100人/年間
成果目標に対する実績	利用者実績 3,503人 達成率 166.8%
今後の取組方針	・ホームページの内容を充実させ、広く射撃場の存在をアピールするとともに、利用者に大会開催や施設の混雑予想の情報提供を行う。 ・近県の射撃協会や大学射撃部へ案内状を送付し、県外の方にも利用を呼びかけるとともに、新規利用者確保のため、ビームライフル講習会を開催するなど、継続的に利用促進を働きかける。 ・三重県警と連携し、猟期前練習等での利用ができるよう協議していく。 ・今後も利用者に快適に利用してもらえるよう施設の改善に努める。

5 管理業務に関する自己評価

※指定管理者が変わった場合、前年度の評価は斜線を記入しています。

評価の項目	評価		コメント
	R5	R6	
1 管理業務の実施状況	B	B	- 施設や設備の日常点検及び定期点検を行い、軽微な修繕、メンテナンス等適切な維持管理を行った。 - 電子標的及びビームライフル機器の修理を行った。
2 施設の利用状況	B	B	- 競技会や練習会の会場として利用されているほか、ビームライフル体験会を7回実施し、ライフル競技に接する機会を提供した。 - 大学や近県の合宿を積極的に誘致し、利用者の増加に努めた。 - 東海ブロック大会をはじめ、大規模大会や障がい者の大会の誘致を積極的に行い、利用者の増加に努めた。 - 津市と連携してスポーツ教室の開催を行った。
3 成果目標及びその実績	B	B	- 令和6年度は、積極的に近県の大会開催を誘致した結果、利用者が前年度より増加した。 - 津市と連携したスポーツ教室の開催のほか、大学や近県の合宿誘致及び障がい者の大会の誘致を積極的に行い、指定管理開始以来、過去最多の年間利用者数を記録した。 - 年間利用者数は目標の2,100人に対し3,503人で、達成率は166.8%と目標を上回った。

※評価の項目「1」の評価 : 「A」→ 業務計画を順調に実施し、特に優れた実績を上げている。
「B」→ 業務計画を順調に実施している。
「C」→ 業務計画を十分には実施できていない。
「D」→ 業務計画の実施に向けて、大きな改善を要する。

※評価の項目「2」「3」の評価 : 「A」→ 当初の目標を達成し、特に優れた実績を上げている。
「B」→ 当初の目標を達成している。
「C」→ 当初の目標を十分には達成できていない。
「D」→ 当初の目標を達成できず、大きな改善を要する。

総括的な評価	- 東海ブロック大会や大学生の対抗戦等の誘致を行った。 - 利用者が安全で快適な環境で競技できるよう維持管理し、運営を円滑に行うことができた。 - 大規模大会、合宿の誘致及び障がい者の大会の開催等を積極的に行ったことから、目標の2,100人を上回る3,503人の利用があった。 - ホームページで、3か月先までの利用状況や混雑情報を毎月更新し、利便性の向上に努めた。 - ビームライフル体験会を年7回開催し新規利用者の獲得に努めた。 - 施設維持のための軽微な補修は指定管理者自らで行うなど、経費の削減に努めた。
--------	---

指定管理者が行う公の施設の管理状況報告(令和6年度分)

<県の評価等>

施策所管部名: 地域連携・交通部

1 指定管理者の概要等

施設の名称及び所在	三重県立熊野古道センター(尾鷲市大字向井宇村島12番4)
指定管理者の名称等	特定非営利活動法人熊野古道自然・歴史・文化ネットワーク 理事長 林 伸行(尾鷲市野地町12番27号)
指定の期間	令和2年4月1日～令和7年3月31日
指定管理者が行う管理業務の内容	1)センターの事業の実施に関する業務 2)センターの利用許可等に関する業務 3)センターの利用に係る料金の収受に関する業務 4)センター施設等の維持管理及び修繕に関する業務 5)センターの管理運営上必要と認める業務

2 施設設置者としての県の評価

※指定管理者が変わった場合、前年度の評価は斜線を記入しています。

評価の項目	指定管理者の自己評価		県の評価		コメント
	R5	R6	R5	R6	
1 管理業務の実施状況	B	B			熊野古道伊勢路及びその周辺地域に関する情報発信や交流の拠点として、世界遺産登録20周年という節目の年を生かし、東紀州地域の歴史、自然、文化等の地域資源を活用した様々な企画展や体験学習、講座・講演会、地域内外との交流イベント等を実施している。 来館者が快適な環境で利用できるように日々の巡回や定期点検等を実施するとともに、省エネ・省資源等の環境負荷低減策にも取り組むなど、施設の維持管理を適切に行っている。 8月に発表された南海トラフ地震臨時情報(巨大地震注意)の際も、来場者や来場予定者の安全等を確保するため、迅速に臨時休館にするなど危機管理マニュアルに基づいた適切な対応をとっている。
2 施設の利用状況	B	B	+	+	年間来場者数は137,689人(令和5年度比26,119人増)で目標を達成した。(目標達成率119.7%)また、施設稼働率は69.3%で令和5年度よりも微減(令和5年度比0.4%減)したものの、目標を大幅に上回った。(目標達成率138.6%)
3 成果目標及びその実績	B	B		+	成果目標8項目全てにおいて目標を達成している。特に地域の歴史・文化に関する情報収集・集積の成果発信については、熊野古道世界遺産登録20周年の機会を活用し、東紀州地域内では目標(10回)を大きく上回る29回もの企画展等を開催し、熊野古道伊勢路の魅力を十二分に発信したといえる。

※「評価の項目」の県の評価: 「+」(プラス) → 指定管理者の自己評価に比べて高く評価する。
「-」(マイナス) → 指定管理者の自己評価に比べて低く評価する。
「 」(空白) → 指定管理者の自己評価と概ね同じ評価とする。

総括的な評価	1 成果目標に対する達成度 成果目標8項目全てにおいて目標を達成した。 2 残されている課題 県内の東紀州地域以外の地域や県外に対し、熊野古道センターの存在や活動内容等をPRし、認知度をさらに高め、熊野古道センターへの来場や熊野古道伊勢路への来訪をより一層促す必要がある。 また、熊野古道伊勢路の価値を継承していくために、行政をはじめとした関係機関と連携を図りながら、新たな熊野古道伊勢路ファンやリピーターを獲得し、来場者数の増加につなげる取組を進める必要がある。 3 その他 (1) 利用者ニーズの把握及び事業等への反映 アンケート等により利用者ニーズの把握に努め、運営に生かす仕組みが機能していることから、利用者の満足度は高い数値(98.9%)を維持している。また、関係機関や地域団体と連携することで、企画展や体験学習等の取組をより魅力的なものにしている。 (2) 施設の適正な維持管理の実施 日々の巡回や定期点検を行い、良好な維持管理に努めるとともに、節電と空調機器の適切な使用に継続して取り組んでいる。 (3) 危機管理 南海トラフ地震臨時情報や台風等気象災害に備えるための危機管理体制について、危機管理部長を選任するなど大規模災害時に備えた組織体制を構築している。 また、県と地震発生時の初動対応を確認する危機管理訓練を年1回行うほか、消防署と連携して自主防災訓練等を行い、災害等緊急時における救急救命方法や消火設備の操作方法を確認するなど、職員の対応能力向上を図っており、適切な危機管理を行っている。 (4) 県施策への配慮 障がい者就労施設等からの優先的な調達や男女共同参画社会実現への取組、人権を尊重した取組を行っている。 4 総括 成果目標8項目全てにおいて目標を達成した。コロナ禍以降初めて来場者数が目標数を上回り、熊野古道世界遺産登録20周年を記念したイベント等を年間通じ数多く実施したことで、過去最高の来場者数を記録した点は非常に評価できる。 また、現指定管理者は、4期18年間指定管理を担い、積み重ねた経験とそれに裏付けされたノウハウを生かし、熊野古道伊勢路及びその周辺地域の魅力を広く発信するとともに、地域の資源を活用した企画展や体験学習、講座・講演会、地域内外との交流イベント等を実施し、東紀州地域の情報発信や交流拠点としての役割を十分果たしている。その他、小中学校への出前授業等を企画するなどの熊野古道伊勢路の価値の継承にも取り組んでおり、三重県立熊野古道センターの管理者として適切な運営を行い、実績を残していると評価できる。
--------	---

<指定管理者の評価・報告書(令和6年度分)>

指定管理者の名称:特定非営利活動法人熊野古道自然・歴史・文化ネットワーク

1 管理業務の実施状況及び利用状況

(1)管理業務の実施状況

①熊野古道センター事業の実施に関する業務

1 情報収集・集積、発信事業

(1)企画展

熊野古道伊勢路やその周辺地域の自然・歴史・文化を取り上げた企画展6回と特別展示室企画展5回の計11回開催した。令和6年度は、熊野古道世界遺産登録20周年の節目にあたり、江戸時代の旅人が記した道中日記で「西国第一の難所」と表現される「八鬼山越え」を取り上げた企画展をはじめ、伊勢路の文化的景観と沿線に立つ道標や石仏について詳しく解説したロビー展示及び移動展示を行い、伊勢路の魅力を広く情報発信した。

(2)情報誌等の発行

熊野古道センター主催事業や自然と歴史に係る話題に触れた『三重県立熊野古道センターからのてがみ』を4回発行した。熊野古道伊勢路の情報冊子『くまの・みち叢書』第5弾として『くまのみちを歩く・五～神と仏の地・熊野』を発行した。

(3)ポスター・チラシ等によるPR

企画展をはじめ主催事業を広く広報するためのポスター・チラシを23点作成し、県内外の諸団体・機関に配布し、周知に努めた。

2 交流事業

交流イベントでは、5月にミニ機関車乗車体験や人工壁クライミング体験といった家族連れで楽しめるイベント「ゴールデンウィークドリームフェスタ」を開催した。11月には「熊野古道センターをきれいにしている仲間たちの作品展・パネル展」「おわせ海・山ツーデーウォーク」を尾鷲市などとともに開催した。2月には熊野古道音楽祭として「ひのきが奏でるハーモニー～京フィルと夢のステージ～」を開催するなど、計146回の事業を行い10,267人の参加者を集めた。

体験学習では、地域内外の小・中学生に対して尾鷲ヒノキを活用したものづくり体験、毎週日曜日には「日曜わくわくものづくり体験」、三重県立相可高等学校の先生と生徒に学ぶ「料理教室」、地域の自然の営みについて学ぶ「熊野古道自然学校」など計115回の事業を行い1,429名の参加者を集めた。

講座・講演会では「新熊野学講座」「山歩き講座」、くずし字で綴られた古文書を解説する「古文書からひも解く地域の暮らし」など計31回の事業を行い634人の参加者を集めた。

②施設及び設備の維持管理及び修繕に関する業務

1 施設及び設備の維持管理

職員による日常点検及び定期点検を実施し、異常があれば早急に対処した。専門知識・技術を要する設備に関しては外部業者に委託し、保守管理を行った。清掃業務については、平日は障がい者支援多機能事業所、土・日・祝日はシルバー人材センターに委託し、適正に維持管理した。歴史資料の適正な維持保全のために、研究収蔵棟のくん蒸を実施した。建築基準法に基づき建築物及び建築設備の定期点検を実施した。要改善の指摘を受けた箇所については、早急に改善を図るよう努めた。

2 施設及び設備の修繕

体験学習室の給水設備に不具合が生じたため、専門業者に発注し、修繕を行った。空調設備に関しては、冷暖房に不具合が発生したため、専門業者に発注し、修繕を行った。

3 今後対処する必要がある維持修繕

空調機器に関しては経年劣化に伴う故障が頻繁に発生している。機器の製造から約20年経過し、まもなく部品の生産が終了することから、今後部品の調達が困難となるため、抜本的な改修が必要である。

③施策への配慮に関する業務

1 障がい者就労施設等からの優先的な調達

熊野古道センターでは、障がい者支援多機能事業所「ゆめ向井工房」に清掃業務を委託し、通所者が「やりがい」と「責任」をもって働き、社会への自立をめざす一助となるよう支援した。

2 持続可能な循環型社会の創造に向けた取組

脱炭素・温室効果ガス削減に向けた取組として、サービスを低下させない範囲で徹底した節電と空調機器の適切な使用を職員一丸となって取り組んだ。また、一部LED照明を導入するなど、環境に配慮した取組を進めた。

3 男女共同参画社会実現への取組

熊野古道センターに勤務する職員12名の内、半数以上となる8名の女性を雇用し、2つある課の指導的地位に女性を登用するなど女性が輝く職場の実現に取り組んだ。

④情報公開・個人情報保護に関する業務

1 情報公開に関する業務

三重県立熊野古道センターに関する情報公開実施要領に基づき対応した。令和6年度は開示請求はなかった。

2 個人情報保護に関する業務

三重県個人情報の保護に関する法律施行条例を遵守するとともに、個人情報保護規定に基づき、個人情報を慎重にかつ適切に扱った。

⑤その他の業務

該当なし

(2) 施設の利用状況

施設名	利用件数	利用人数
企画展示室	—	—
映像ホール	32	600
会議室	78	251
和室	43	214
体験学習室	68	435
大ホール	239	14,073
小ホール	105	2,619

2 利用料金の収入の実績

施設の利用料にかかる収入額は、630,075円で、利用料の減免については、申請のあった13件ですべて承認した。

3 管理業務に関する経費の収支状況

(単位:円)

収入の部			支出の部		
	R5	R6		R5	R6
指定管理料	69,833,000	77,100,000	事業費	5,907,496	6,912,169
利用料金収入	551,215	630,075	管理費	63,966,681	70,673,255
その他の収入	665,294	2,364,123	その他の支出	0	0
合計 (a)	71,049,509	80,094,198	合計 (b)	69,874,177	77,585,424
収支差額 (a)-(b)	1,175,332	2,508,774			

※指定管理者が変わった場合、前年度の収支状況には斜線を記入しています。

※参考

利用料金減免額	40,670
---------	--------

4 成果目標とその実績

成果目標及び実績	項目	目標	実績	達成率(%)
	1 施設稼働率(%)	50	69.3	138.6
	2 来場者数(人)	115,000	137,689	119.7
	3 地域の歴史・文化に関する情報収集・集積の成果発信			
	1)東紀州地域内での開催(回)	10	29	290.0
	2)東紀州地域外での開催(回)	2	4	200.0
	3)県外での開催(回)	1	1	100.0
	4 国内外の世界遺産登録地等との連携事業(回)	2	3	150.0
	5 学校連携事業(校)	25	25	100.0
	6 利用者の満足度(%)	95.0	98.9	104.1
※施設稼働率算出式＝利用日数/開館日数×100 (企画展示室、映像ホール、会議室、和室、体験学習室、大ホール、小ホールが利用対象。 内部打ち合わせ、映像ホール定時上映利用を除く) ※来場者数は、センター以外の全場で実施した事業の参加者を含む。				
今後の取組方針	地域の歴史・文化に関する情報収集・集積の成果発信について、三重の魅力発信と交流の場である『三重テラス』で実施したい。熊野古道伊勢路に関する情報を首都圏で発信し、「道の世界遺産」の魅力や文化的景観を多くの人に伝えたい。国内外の世界遺産登録地との連携事業については、和歌山県の田辺市や新宮市、奈良県吉野郡の各町村といった行政と連携し、熊野古道伊勢路やその周辺の自然・歴史・文化に関する情報の発信に取り組みたい。			

5 管理業務に関する自己評価

※指定管理者が変わった場合、前年度の評価は斜線を記入しています。

評価の項目	評価		コメント
	R5	R6	
1 管理業務の実施状況	B	B	令和6年度は、熊野古道世界遺産登録20周年の節目の年にあたり、記念企画展をはじめ、伊勢路の魅力を伝える情報発信事業や記念交流イベント等、当初予定していた事業を概ね遂行できた。8月には南海トラフ地震臨時情報(巨大地震注意)が運営後初めて発表され、7日間の臨時休館とした。防災に対する意識が高まったことと災害が発生した時に円滑な対応をとる必要があることなどを再確認できた。
2 施設の利用状況	B	B	年間来場者数は137,689人(目標値115,000人)で目標を達成した。貸館については、利用者は18,192人(令和5年度比164.6%)と令和5年度に比べ7,137人増加し、稼働率は69.3%(目標値50.0%)と、目標を達成した。旅行会社等が手配する大型バス乗入れによる団体客の入場者が新型コロナウイルス感染症が流行する前の水準に戻っていない。
3 成果目標及びその実績	B	B	来場者数に関しては、熊野古道世界遺産登録20年の節目の年で、熊野古道伊勢路に係る情報発信事業について、熊野古道センターをはじめ、地域内外の様々な施設で移動展示を行った結果、多くの入場者を得ることが出来た。地域の歴史・文化に関する情報収集及び集積の成果発信について、予定していた和歌山県新宮市の施設を予約できなかったことにより、県外に対しては伊勢路の魅力を1回しか発信することができなかった。

※評価の項目「1」の評価 : 「A」→ 業務計画を順調に実施し、特に優れた実績を上げている。
「B」→ 業務計画を順調に実施している。
「C」→ 業務計画を十分には実施できていない。
「D」→ 業務計画の実施に向けて、大きな改善を要する。

※評価の項目「2」「3」の評価 : 「A」→ 当初の目標を達成し、特に優れた実績を上げている。
「B」→ 当初の目標を達成している。
「C」→ 当初の目標を十分には達成できていない。
「D」→ 当初の目標を達成できず、大きな改善を要する。

総括的な評価	1 上記の評価に至った根拠・理由 (1)成果目標に対する達成度 指定管理の5年目にあたり、基本協定書に基づき、管理業務及び事業を行った。成果目標8項目の全てで目標を達成した。 (2)残されている課題 熊野古道の価値を次世代へと伝えるための取組として、小・中学生を対象とした学習会を地域内外の学校と連携を図りながら、より一層積極的に実施したい。また、地域内外の行政及び諸団体・機関と連携を図りながら、熊野古道に係る情報発信や交流事業等を積極的に実施することにより、熊野古道の来訪者やリピーターを増やし、地域の活性化に寄与するよう引き続き努める。 (3)翌年度に取り組むべき成果目標の設定 令和6年度同様、令和7年度も全ての項目で目標を達成できるよう努める。 2 その他の評価 (1)県民の平等利用の確保 「公の施設」の管理運営にあたり、公共性・公益性の確保という大きな責任を有することを常に意識し、適正に管理・運営を行った。 (2)施設の適正な維持管理の実施 標準耐用年数が経過している設備がある中で、専門的な知識や技術の要する設備は専門業者に発注し、適正に管理した。突発的な故障が発生した場合は、職員が対応できる時は、早急に処置を請じ、対応できない場合は、速やかに専門業者に発注し、適正な維持管理に努めた。 (3)県民ニーズの把握(アンケート調査結果)及びその後の事業等への反映 企画展などの情報発信事業、体験学習などの交流イベント等において、来場者・参加者に対するアンケート調査を行い、指摘については真摯に受け止め即改善するよう努めるとともに、その後の展示や事業等へ反映した。 (4)県民サービス向上の成果 誰もが安心・安全に滞在していただくよう職員一丸となってホスピタリティの向上に努めた。「こんにちば」の挨拶のお出迎えから「ありがとうございました」の見送りまで、おもてなしの心を忘れず接遇した。 (5)コスト削減の取組 情報発信事業に係るチラシ配布先を見直したことによる広告費や郵送料の削減、不要な照明の消灯による電気代の削減、スチレンボード(ハレパネ)による展示形態を、フレーム付きパネルに変更するなど、展示に係る消耗品の見直しによる経費削減を実施した。 (6)危機管理体制の確保 南海トラフ地震臨時情報や台風等気象災害に備えるための危機管理体制については、危機管理部長の選任など管理職が主体となって組織体制を構築した。また、リスクを想定した災害時の対応訓練など、三重県及び消防と連携した訓練を実施し、さらに日常の備えを確保するよう徹底した。 (7)業務執行体制の整備 成果目標を達成するために、職員一人ひとりの業務の分担や役割、責任を明確にし、組織を効率的に運営できるよう指揮命令システムを整え、報告・連絡・相談を徹底し、組織全体が適正に機能するよう努めた。
--------	--

指定管理者が行う公の施設の管理状況全期間評価

施設所管部名: 地域連携・交通部

1 指定管理者の概要等

施設の名称及び所在	三重県立熊野古道センター(尾鷲市大字向井字村島12番4)
指定管理者の名称等	特定非営利活動法人熊野古道自然・歴史・文化ネットワーク 理事長 林 伸行(尾鷲市野地町12番27号)
指定の期間	令和2年4月1日～令和7年3月31日
指定管理者が行う管理業務の内容	1)センターの事業の実施に関する業務 2)センターの利用許可等に関する業務 3)センターの利用に係る料金の収受に関する業務 4)センター施設等の維持管理及び修繕に関する業務 5)センターの管理運営上必要と認める業務

2 管理業務の実施状況

	指定管理者 の自己評価	県の評価	全期間におけるコメント
R2	B		指定管理期間第4期においても、熊野古道伊勢路及びその周辺地域の魅力を広く発信するとともに、地域の資源を活用した企画展や体験学習、講座・講演会、地域内外との交流イベント等を実施し、東紀州地域の情報発信や交流拠点としての役割を十分果たしている。 コロナ禍においては、感染防止対策としてガイドライン作成や来場者への周知を行いながら、必要に応じて、休館措置や主催事業の中止・延期等を行うなど、感染防止に努め、施設運営を行った。 また、来場者が快適な環境で施設を利用できるよう、定期点検や修繕等に取り組むなど、県と密に連絡を取りながら施設の維持管理を適切に行っている。
R3	B		
R4	B		
R5	B		
R6	B		

3 施設の利用状況

	指定管理者 の自己評価	県の評価	全期間におけるコメント
R2	B		コロナ禍の影響により、年間来場者数が目標を達成したのは令和6年度のみであったが、令和6年度の年間来場者数及び対前年増加率は開館以来過去最高を記録している。世界遺産登録20周年という節目の年を生かした周年イベントや企画展などを開催し、集客に繋げた点は大いに評価できる。 施設稼働率は、全期間、目標を上回っており、非常に高く評価できる。
R3	B		
R4	B		
R5	B	+	
R6	B	+	

4 管理業務に関する経費の収支状況(全期間)

(単位:円)

収入の部		支出の部	
指定管理料	355,472,000	事業費	34,619,750
利用料金収入	2,216,330	管理費	329,374,801
その他の収入	9,459,725	その他の支出	0
合計 (a)	367,148,055	合計 (b)	363,994,351
収支差額 (a)-(b)	3,153,704		

※参考

利用料金減免額	160,270
---------	---------

5 成果目標及びその実績

	指定管理者 の自己評価	県の評価	全期間における成果目標及びその実績						
			成果目標項目	目標値	R2実績値	R3実績値	R4実績値	R5実績値	R6実績値
R2	B		1 施設稼働率(%)	50	53.8	68.5	69.9	69.7	69.3
R3	B		2 来場者数(人)	115,000	97,160	98,345	111,335	111,570	137,689
R4	B		3 地域の歴史・文化に関する情報収集及び、集積の成果発信						
R5	B		1)東紀州地域内での開催(回)	10	12	11	11	17	29
R6	B	+	2)東紀州地域外での開催(回)	2	2	4	1	2	4
			3)県外の開催(回)	1	1	1	2	3	1
			4 国内外の世界遺産登録地等との連携事業(回)	2	4	2	3	3	3
			5 学校連携事業(校)	25	92	113	53	23	25
			6 利用者の満足度(%)	95.0	99.0	99.0	98.9	98.2	98.9
全期間におけるコメント									
令和2年度～令和4年度は新型コロナウイルス感染症の影響を受け、成果目標の一部が達成できなかった。しかし、令和5年5月に新型コロナウイルス感染症が5類感染症に移行されて以降、積極的に活動を行い、特に令和6年度は熊野古道世界遺産登録20周年にちなんだイベントや企画展等を数多く開催したことなどから、来場者数は、過去最多を更新し、結果として目標来場者数を大幅に上回った。									

6 総括評価

- ・ コロナ禍においては、長期休館やイベント等の中止を余儀なくされた期間があったにもかかわらず、指定管理期間第4期における成果目標を概ね達成している。
 - ・ 長期休暇期間を利用して小・中学生向けの交流イベントや体験学習教室を開催し、熊野古道伊勢路をはじめとした東紀州の魅力が次世代に伝える取組を積極的に行っている。
 - ・ 企画展やイベントではアンケートを実施し、来場者のニーズ把握に努め、より良い展示やイベント運営に生かしている。
 - ・ 開館以来18年が経過しているため経年劣化による施設設備の損傷等が散見される。そのような状況においても、来場者が快適に利用できるよう日常点検や巡回を行い、不具合や危険箇所等を発見した時は県と連携を図りながら迅速に対処するよう努めている。
 - ・ 来場者へのサービスが損なわれない範囲で、不要な電気の消灯や空調設備の温度設定の見直し等の節電対策や両面コピーの徹底など環境に配慮した省エネの取組を行うと同時に、経費削減に努めている。また、情報公開・個人情報保護についても、指定管理者にて定めた要領に基づき適正に対処している。
 - ・ 障がい者就労施設等からの優先的な調達や男女共同参画社会実現への取組、人権を尊重した取組といった県施策に配慮した取組を行っている。
- 県外への認知度拡大などにおいて課題はあるものの、これまで積み重ねた管理運営経験とそこから得たノウハウを生かした運営を行っている。地域の資源を活用した企画展や体験学習、講座・講演会等を実施し、東紀州地域の情報発信や交流拠点としての役割を十分果たしている。
- 施設の設置目的である「熊野古道に関する歴史、自然、文化等を紹介するとともに、人及び情報の交流を通じて地域の振興に寄与する」の達成に向け、指定期間を通じて適切に管理業務を実施していると評価できる。

- ※ 「2 管理業務の実施状況」の自己評価 :
- 「A」→ 業務計画を順調に実施し、特に優れた実績を上げている。
「B」→ 業務計画を順調に実施している。
「C」→ 業務計画を十分には実施できていない。
「D」→ 業務計画の実施に向けて、大きな改善を要する。
- ※ 「3 施設の利用状況」
「5 成果目標及びその実績」の自己評価 :
- 「A」→ 当初の目標を達成し、特に優れた実績を上げている。
「B」→ 当初の目標を達成している。
「C」→ 当初の目標を十分には達成できていない。
「D」→ 当初の目標を達成できず、大きな改善を要する。
- ※ 県の評価 :
- 「+」(プラス) → 指定管理者の自己評価に比べて高く評価する。
「-」(マイナス) → 指定管理者の自己評価に比べて低く評価する。
「」(空白) → 指定管理者の自己評価と概ね同じ評価とする。